



バージョンアップのお知らせ

2024年3月22日、法令解説情報データベース「コンシェルジュ デスク」シリーズがさらにパワーアップいたしました。今後も改良を重ね、進化し続けるデータベースを提供してまいります。

「コンシェルジュ デスク」シリーズの3つの特長!

1

自治体導入率83%! コンテンツの追加や機能の改良をし続ける信頼のデータベース

「コンシェルジュ デスク」シリーズは2013年にリリースし、お客様からの声をもとに、分野やコンテンツの拡充、「AIによる自動検索機能の追加」をはじめとした検索機能やその他の機能の改良を重ねています。さらに、例規データベース・法令データベースとの相互リンクを実現した唯一のデータベースです。

2

解説文中の法令や用語解説はワンクリックで確認可能

誰でも解説コンテンツを読み進めることができるよう、解説文中の法令や、用語の解説がワンクリックで確認できます。また、各解説コンテンツから通知や、関連する解説などへのリンクも充実しています。

3

分野ごとに必要なコンテンツを幅広く掲載。また、分野に特化した便利な機能も搭載。

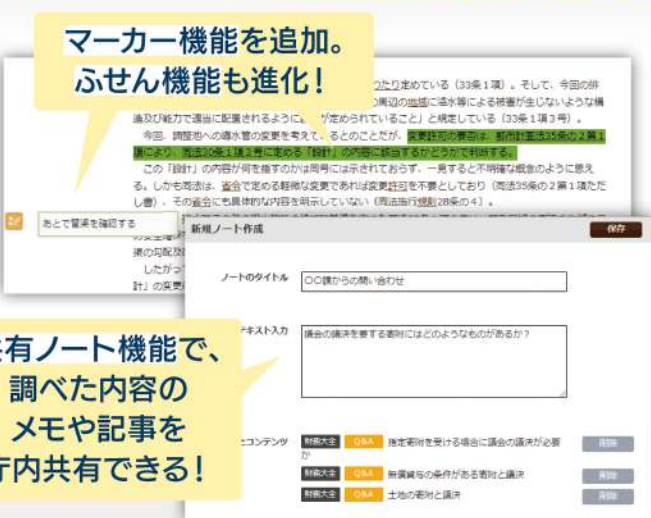
「情報公開分野」では答申・判例情報や全国自治体の条例リンク、「債権管理分野」ではスケジュールシミュレーション機能、「契約分野」では書式集など、各分野の業務に必要な幅広いコンテンツや便利な機能をご提供しています。

バージョンアップ内容

ポイント 1 さらに調べやすく!



ポイント 2 調べた後の加工・情報の共有もらくらく!



※マーカー機能・ふせん機能・共有ノート機能は、ID・PWによりログインいただいた方がご利用いただけます。

「コンシェルジュ デスク」シリーズ全体のバージョンアップにあわせ、
コンテンツを大幅に追加しました！

地方財務実務大全

ポイント 1 10,000件を超えるQ&A・解説を収録！

地方財政及びその運営方法、財務会計に関するコンテンツのさらなる充実のために、Q&A約250件、解説約400件を追加します。

また、補助金事業に関する解説も約500件新規登載。予算編成で歳入の検討をする際に参考となる補助金に関する情報も本商品で調べることができます。

ポイント 2 「12か月の財務カレンダー」から便利に検索！

	予算編成 (議会対応)	決算	財務執行管理	地方交付税 (財政事情)	地方債
4月		○決算見込調査依頼 ○決算執行について連絡	○普通交付税算定数速報書		○前年度債借入 ○新年度起債計画
5月		○決算見込調査依頼 ○決算執行について連絡			○起債当初集積
6月		○決算見込調査依頼 ○決算執行について連絡			
7月		○健全化計画(提出)			
8月	○決算事業(監査委員) 【9月補正予算編成】	○主要施策の成果に関する報告書作成 ○普通交付税算定結果 ○参考資料作成 ○財務書類作成		○普通交付税算定資料提出 ○特別交付税ヒアリング	
9月			○財政状況の報告	○普通交付税算定数速報書 ○特別交付税算定数速報書 ○特別交付税ヒアリング	○定時償還(年2回の場合) ○経済協議書提出

カレンダーから解説コンテンツへ遷移できるようになりました。カレンダーを見ながら業務内容や関連情報が確認できるため、業務経験の浅い職員でも、いつどのようなことをしなければいけないか把握することができます。

行政実務キーワードバンク

すでに登載済みの用語解説約2,200語に加え、「法曹有資格者自治体法務研究会」執筆の法令用語解説1,500語を新たに収録。解説文中からのリンクがさらに充実しました。

本商品を契約すると、他の「コンシェルジュ デスク」シリーズの解説からも用語解説リンクが表示されるため、職員の理解が一層深まります。

趣旨

本条は、平成29年改正法により、新たに追加された規定でありその施行期日は、同法による他の改正規定と同様、令和2年4月1日である。平成29年改正法は、案件付採用と臨時的任用を定めていた同法による改正前の地公法22条を、案件付採用に関する地公法22条と臨時的任用の条文に分割し、両条文の中間に新たに会計年度任用職員の採用方法等にした。同法は、同時に、同法による改正前の地公法3条3項3号に「(専門的が就く職であつて、当該知識経験又は技能に基づき、助産、調査、診断その者に限る。)」との括弧書きを加え特別職非常勤の職を限定する改正を行うに、臨時的任用について「常勤勤務を要する職に欠員を生じた場合において厳格化を回る改正を行った(地公法22条の3)。これらの改正が、平成29年あり、3本柱であるが、そのなかでも会計年度任用職員制度の導入が改正の、本条において平成29年改正法全体の趣旨、背景等を説明することとす。本条には、いわゆる「臨時・非常勤職員」の新しい増加がある。臨時・非常勤の非正規職員を総称する意味で使われることが多く、その任用根拠や身分取扱いであるが、総務省の指通通知等では、主としてそれぞれの任用根拠から見て次の3つに分類され、その分類に応じた調査集計が行われていた。1つは、特別職非常勤職員(平成29年改正法による改正前の地公法3条3項3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参事、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者とし

法令用語 用語 臨時的任用

1. 国家公務員については、常勤の職に欠員を生じた場合において、①採用・昇任・降任・転任・配置換の方法により職員を任命するまでの間欠員にしておくことができない緊急の場合、②当該職が1年に満たない期間内に廃止されることが予想……もつと見る

公務員 用語 臨時的任用

